

関東学院大学経済学部FD委員会規程

(2008年4月24日制定)

(目的)

第1条 経済学部がその理念及び教育目標に基づいて行う教育改善・向上に係る活動を支援することとともに、様々な方策の検討及び提言を行うことを目的として、経済学部教授会規程第7条に基づき、経済学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Developmentの略称であって、経済学部における教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 共通科目主任
- (4) 教務主任
- (5) 教授会において選出された委員 若干名

2 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から選出する。

(任期)

第4条 前条第5号に掲げる者の任期は2年とし再任を妨げない。第1号から第4号までに掲げる者の任期はその職の在任期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- (2) 委員会は、適宜開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会の下に、必要に応じて特定の議題を検討又は調査する小委員会を設置することができる。

(任務)

第6条 委員会は、次の事項について検討及び審議し、結果を必要に応じて教授会に報告する。

- (1) FDに係る学内・外からの情報収集、調査及び研究に関する事項
- (2) 学生の勉学意欲、能力、要望等に係る情報収集、調査及び研究に関する事項
- (3) 学生による授業改善アンケートに関する事項
- (4) 当該学部の授業の内容及び方法の改善に資するための組織的活動
- (5) シラバスの検証に関する事項
- (6) その他、FDの推進に必要な事項

(議事録)

第7条 委員会に書記を置き、議事録を作成する。

2 議事録は、学部庶務課が保管するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課及び教務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年3月28日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月16日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年12月26日に改正し、2017年4月1日から施行する。